

名古屋支部

講習会

■ 日 時：令和4年10月28日（金）

午後3時

■ 場 所：名古屋国際会議場（名古屋市熱田区）

■ 参加者：28名（他支部会員、賛助会員含む。）

名古屋支部（永井弘児支部長）は、令和4年4月1日から改正された道路交通法及び関連する欠格要件について講習会を開催しました。

講習会は浅井明利副支部長の司会進行のもと始まり、開会の辞を山本英之副支部長が述べ、開会の挨拶で永井支部長は、「本日の講習会は、『道路交通法と欠格要件及び最近の動向』と題し、東京より弁護士法人芝田総合法律事務所代表弁護士 芝田麻里氏にお越しいただきました。今回のテーマについては、この10月から白ナンバーでも酒気帯びの有無の確認をアルコール検知器を用いるとのことでしたが、世界的な半導体不足等の影響により当分の間適用されないこととなりました。また、欠格要件については機会のあるごとに学んできましたが、スピード違反等何がどのように要件に該当してしまうのか、我々の業務に直結する内容であると思いましたので、再度確認をしていただければと思い、最新の動向を含め講習会として開催致しました。」と述べました。

講演が始まり登壇された芝田弁護士は、「本日は、『道路交通法と欠格要件』についてお話しを進めさせていただきます。」と述べ、自己紹介では会員にとって身近な（公社）全国産業資源循環連合会の顧問をされていることや「INDUST」に7年ほど寄稿



司会進行の
浅井副支部長



開会の辞を述べる
山本副支部長



開会挨拶をする
永井支部長

講師プロフィール

弁護士法人 芝田総合法律事務所

代表弁護士 芝田 麻里 氏

現在、（公社）全国産業資源循環連合会 月刊誌「INDUST」に『弁護士が語る産廃フロンライン』連載中。他誌においても廃棄物等について掲載中。多彩な趣味（写真・歴史・ワイン・映画等）をお持ちですが、その中に廃棄物処理施設巡りも趣味のひとつであるとのこと。

<所属>

東京弁護士会所属、平成27年度日弁連代議員、平成27年度東京弁護士会常議員、東京弁護士会：公害環境委員会委員（動物部会、法教育部会）、他多数委員、理事に在任中

<得意分野>

産業廃棄物関連（行政事件・行政交渉・刑事事件・民事事件）、事業承継（相続対策・会社再編・株式制度改革・定款見直し・M&A等）、講演活動、他多数対応



されていること等について話されました。

また、芝田弁護士事務所は廃棄物や環境問題などを専門としていることから、企業側がサポートをしているという貴重な存在である事務所です。現在5名の弁護士で運営されています。

講演は「欠格要件」の概要について話され、欠格要件事由①では、反社会的勢力との関わりにおいて欠格要件に該当する場合の違反法令、受けた刑罰、について説明があり、受けた刑罰が罰金刑でも欠格要件に該当する「一部の刑法犯」とは、傷害罪、現場助成罪（けんかの周りで騒ぐ等）、暴行罪、凶器準備集合及び結集罪、脅迫罪、背任罪です。欠格



講演をする
芝田弁護士



講習会の様子



全産連会長・愛産協会長 永井良一氏の挨拶

要件に該当する時期は、判決確定前までに役員の退任等により許可取消処分による欠格要件該当を回避することは可能であるが、判決確定の時点で役員等であれば欠格要件に該当します。ただし、行政処分（告知：聴聞通知）はいつ行われるか不明であり、通知が行われた時点で欠格要件該当回避は不可であるとのことでした。

他には、②法人が許可取消処分を受けた場合、役員が欠格要件に該当する時期及び期間、③処理業の廃止届等を行った場合において、法人及び役員が欠格要件に該当する時期及び期間、④許可を返納（廃止届）すれば、欠格要件該当を免れることができる？について等、参加者が理解しやすい解説を交え前半の講習を終えました。

後半は、「事例で考えてみよう」と題して、1. 過積載と欠格要件において過積載で懲役刑を受けることはあるのか、2. スピード違反と欠格要件、3. 役員が仕事帰りに暴行をした場合、4. ドライバーがウエスを一般廃棄物集積所に捨てたり、公園に仮置きした場合についての法令違反の解釈を聞くことができました。

2022年道路交通法改正では、安全運転管理者を有している事業者を対象とした改正の概要及び安全運転管理者による確認・記録事項についての解説



講義を聞き入る参加者



講習会后、参加者全員で笑顔の記念撮影

がありました。

質疑応答では数社の方からの質問があり、「欠格要件の連鎖について」は、無限連鎖であったものが、平成22年の改正以降、廃棄物処理法上の悪質性が重大な場合（不法投棄等）一次連鎖までになったと、回答がありました。

次に、「スピード違反と欠格要件について」は、役員が80km以上のスピード違反をした場合は、欠格要件に該当すると回答がありました。

他にも「聴聞通知が来てしまった場合で許可取消しを免れた事例について」は、免れた事例はないので、通知が届くまでに対処しなければならないと明確にご回答いただけ、満場の拍手のもと講義は終了しました。

全産連及び愛産協会長永井良一会長からは、東京よりお越しいただきました芝田先生にお礼の言葉が述べられ、併せて参加者の方に向けて、今後も支部事業に積極的に参加していただき、会員の皆様のご意見を発していただきたい旨を述べました。

閉会の辞を浅井副支部長が述べ、講習会は閉会となりました。

その後、他支部の参加でお越しの女性部会長東久保真弓氏と同部副会長加藤友美氏も参加され、笑顔での記念撮影が行われました。